

江戸町会所における施策決定の技法

— 承認印としての「小印」—

渡 辺 浩 一

【要 旨】

天明期連続複合災害への対応として、徳川幕府は1792年に江戸町会所を設置した。本稿は、この新組織が実行する救貧政策について、幕府内部においてどのような方法で合意形成がなされていたのかを明らかにする。江戸町会所は、勘定奉行（財政担当）と江戸町奉行（江戸市政担当）の両方を上司とするという点で幕府の諸組織のなかでは特異な性格を持つ。そのため、江戸町会所が救貧政策を行う場合には、両方の上司の承認を得る必要があった。双方の上司は別々の場所で執務をしていたため、上申書は3ないし4人の奉行の間で回覧された。徳川幕府においては、それ以前には上申書は付箋を付ける形で承認されていた。しかし、この新組織の場合は、上申書の宛先の名前の上に小さな印判を捺すことにより、承認ないし確認の意思を表現した。この変化の理由は、新組織立ち上げに伴って業務が繁多となり、そのために手続きを簡略化するためと推測している。この方法は江戸町会所については完全に定着したが、徳川幕府の他の部局で用いられることは少なかったと推測する。その理由は、身分社会のなかでは業務効率性の追求には限界があったからであろうと思われる。この技法は、近代の稟議制における文書の処理方法と形態上は類似する。しかし、身分社会では文書上でも身分差を表現しなければならないとすれば、この技法を近代稟議制の直接的な淵源と判断するにはなお慎重な検討が必要と考える。

【目 次】

はじめに

1. 災害救済決定過程の変化
2. 江戸町会所文書のなかに表れる「小印」
3. その他の部局における「小印」

おわりに

はじめに

近世都市江戸の災害対応が、寛政改革における町会所の設置（寛政4年〈1792〉）によって大きく変わったことは、拙稿「天明期江戸連続複合災害への巨大都市の対応」¹⁾において、以下のように指摘しておいた。

「町会所設立以前は、被災者の救出も被災者への施行も町奉行所が全て行ってきた。しかし、施行部分は実施の判断も含めて町会所が担うことになり、災害対処は分業化された。また、町奉行所が一定規模以上の救済を行う場合には町奉行所予算だけでは不足するため、幕府の米蔵や金蔵からの臨時支出が必要となり、上司である老中を通じたその配下の勘定奉行の承認が必要であった。それが、町会所設立以後は、町会所が町奉行と勘定奉行に回覧された文書に承認印を捺すのみで決定する案件が多く、老中の承認が必要な場合には町奉行と勘定奉行が共同で上申して許可ないし判断を得るようになった。」

「従来の日本近世史研究では、特定事案の決定過程の特徴として付箋による意見表明や承認が分析されてきた²⁾。江戸町会所の意思決定過程で特徴的な点は、単純な承認の場合は付箋を付けず承認印だけで済ませていることである。」

以上の指摘の根拠を本稿では示していきたい。

なお、前提として、江戸町会所の性格について触れておく。私見では、江戸町会所には自治的性格はなく、幕府主導の第三セクターともいうべき組織である。例えば、中嶋久人は東京会議所の性格との対比から自治的性格をいうが³⁾、組織の意思決定の主体という観点からはそのようには見えない。前掲拙稿のなかでは以下のように指摘した。少し長くなるが、本稿を理解するための基礎的知識という意味も含めて、拙稿からの引用を続けたい。

「町会所は勘定奉行と町奉行の双方を上司とするという点でも、幕府官僚制のなかでは特異な性格を持つ。」「吉田伸之は町会所の機構について「勘定方・町方の役人が常時指導監督し、重要な事柄の決定権は勘定奉行・町奉行にある」「公儀之御役所」であったとする⁴⁾。基本的にはここでの分析はこの延長上にある。ただし、本章では「(町会所詰の一本稿での補足)勘定方・町奉行所の役人の役割は「指導監督」ではなく事業の主体であったと考えている。」

「組織としての意思決定は武士が行っていたが、備蓄米と資金運用の実務は町人が行った。備蓄米は定期的な詰め替えが必要であったので、その量の多さは売却と購入のタイミングをはかることにより米価調整の機能も担うことになった。また、資金運用も兼ねて、場末の地主に低利融資も行っていた。零細賃貸経営者の没落を防止しようとするものである。地主には中下層町人ばかりでなく、下層の御家人も含まれていた。このように町会所は災害対応以外の多様な機能も持っていた。」

-
- 1) 渡辺浩一「天明期江戸連続複合災害への巨大都市の対応」(鎌谷おかる・渡辺浩一編集、中塚武監修『気候変動から近世をみなおす—数量・システム・技術』、『気候変動から読み直す日本史』5、臨川書店、2020年)。
 - 2) 藤田覚『近世史料論の世界』(2012年、校倉書房)、笠谷和比古『近世武家文書の研究』(1998年、法政大学出版局)。
 - 3) 中嶋久人「東京会議所の成立と事業展開」(『歴史評論』511、1992年。のち同著『首都東京の近代化と市民社会』(吉川弘文館、2010年)に所収)。
 - 4) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』(東京大学出版会、1991年)。

1. 災害救済決定過程の変化

（1）江戸町会所設置以前の救済決定過程

江戸町会所の画期性を理解するためには、それ以前の救済の決定過程を理解しておく必要がある。

天明6年（1786）8月5日、町奉行曲淵・山村は田沼ほか老中三人へ上申書を提出した。その内容は、7月13日に発生した大水害で被災したことによって困窮した者へ5石4斗9升の御救米下付を行うため、その米の支出を勘定奉行に指示することの願である⁵⁾。

史料1

（朱）「午（天明六年）八月五日

主殿頭殿（老中田沼意次）

出羽守殿（老中水野忠友） 江長佐を以上ル

石見守殿（若年寄酒井忠休） 曲淵甲斐守（町奉行、景漸）

御勘定奉行江御断 山村信濃守（町奉行、良旺）

米五石四斗九升

但斗立

百三十拾壹人

三十日分

内

男五拾貳人

壹人一日貳合宛

女三拾九人

壹人一日壹合宛

子供四拾人

右同断

右者本所深川水附候場所極貧之者江被下置候御救米、書面之通相渡候様、御勘定奉行江被仰渡可被下候、以上

午八月

曲淵甲斐守

山村信濃守

傍線部に「御勘定奉行江御断」とあるので、願の通りに老中から勘定奉行へ指示があったと見られる。ここからは、わずかに5石余の御救米ですら、浅草御蔵の管轄が勘定奉行であるために、老中から勘定奉行に指示を出してもらわないと御救米⁶⁾を支給できない仕組みであったことがわかる。

次も同様の事例である。天明6年閏10月13日に、町奉行曲淵・山村から老中水野忠友への伺書の内容は極貧の町人共への手当伺いである⁷⁾。「出水ニも逢候故」というように洪水の被害にあったからというのが理由である。闕所金を財源として白米126石3斗を405ヶ町に散在する6632人に支給し、それに加えて「御蔵金」を財源として白米126石5斗1升を7315人（330ヶ町に散在）に支給した。闕所金というのは処罰としての財産没収によって形成された財源のこ

5) 旧幕府引継文書「出水一件」34コマ56（国立国会図書館永久寄託、国立国会図書館デジタルコレクションでのコマ数を以下このように示す）。

6) 「おすくいまい」。幕府が生活困窮者に支給する米。災害直後の被災者に対する「施行（せぎょう）」とは区別される。したがって、災害直後に行われる「施行」が終了すると、なお生活困窮する者への「御救米」支給に施策が移行する（渡辺浩一「災害対応と文書行政」『歴史評論』760、2013年）。

7) 「南撰要類集」、産業30p529（『東京市史稿 産業篇』〈東京都〉30巻の529頁を以下このように記す）。

とである。「御蔵金」とは勘定奉行が管轄する蓮池金蔵のことであろうか。

この伺書には承付⁸⁾が記されている。それは「書面伺之通欠所金之内にて御手当致シ、追て不足も御座候ハ、其通申上、御蔵納金之内受取、取計可申旨被仰渡、奉承知候」というものである。伺の通り、御救米は欠所金から支出し、不足額は「御蔵納金」から支出するという老中水野忠友の判断が示されている。

以上二つの例から、寛政4年(1792)の町会所設置以前は、江戸の町人地に御救米を支給するためには、町奉行が老中に上申する必要があったことが確認できる。

(2) 江戸町会所設置以後の救済決定過程

それでは、町会所設置以後、このプロセスはどのように変化したのであろうか。

寛政6年(1794)2月、勘定方役人と町奉行所与力(町会所詰)から勘定奉行・町奉行へ伺書が提出された⁹⁾。冒頭の朱書のなかに「御廻し相済」とあるのは、宛先3名の間で回覧されたことを示している。内容は、巢鴨町類焼被災者への御救米銭の支給についてであり、場末の片側町の小規模火災であるから、(1)の一つ目の事例と同様に少額の米銭の支出の手続きである。

史料2

a (朱)「寅二月五日御付札ニ而御廻し相済、助十郎持来」

巢鴨町類焼窮民御救之儀奉伺候書付

筑後守(町奉行池田長恵)

御勘定方

土佐守(町奉行石河正武)

町方与力

丹後守(勘定奉行久世広民)

去ル廿一日巢鴨町より出火致、町内間数凡式百式拾間余焼失仕候間、右類焼ニ逢候者共之内、困窮之者共御救相願度、此段窺候旨、組合肝煎名主共町会所へ申出候、(大火などの先例列挙省略)、然ル処、前書巢鴨町之儀者、片側町壱町内焼失仕候迄にて、尤間数も漸式町程ニ当り候得共、右躰所々出火有之候時節故、自然と諸色直段迄も引上、別而難済可仕儀ニ御座候間、ヶ条書ニ当り候程之困窮ものハ会所へ申立候様、名主共江可申渡候哉、且此上□□(破損、小火ヲ)有之候共、此節之儀者御救米銭相渡候積り□□(破損)取計可申候哉、奉伺候

寅(寛政六)正月

御付ケ札「書面巢鴨町類焼之儀者、少分由ニ候得者、右体之町方江御救相渡し候ハ、
際限も有之間敷儀ニ付、巢鴨町之儀者相除候方と存候、其外存寄無之候、

丹後守

町奉行兩人同様

b 印筑後守

印土佐守

印丹後守

8) 「うけたまわりづけ」。提案者が上司からの仰渡しを確かに承知しましたという付箋(機能名称)。

9) 旧幕府引継文書「町会所一件書留」10コマ20-32、救済2p709。

巢鴨町類焼窮民御救之儀尚亦取調候趣申上候書付

御勘定方

町方与力

先月廿一日巢鴨町より出火致し（この件のこれまでの経過略）、旁別紙之通申渡、御救米錢被下候方ニも可有御座候哉、依之先達而町々江申渡候困窮もの調方箇条之末文言相直し入御覽ニ、尚亦奉伺候、以上

寅二月

この史料から経過を説明すると以下ようになる。寛政6年正月、町会所詰の町奉行所与力・勘定所役人は、勘定奉行・町奉行に対して、巢鴨町類焼という小火での困窮者救済を提案した（史料2 a）。同正月、勘定奉行がこれを否定し（御付ヶ札¹⁰⁾）両町奉行も同調した。町会所では肝煎年番名主¹¹⁾からの聴取内容を根拠に修正して2月に再提案した（史料2 b）。これには勘定奉行・両町奉行は異論がなかったため、承認の意味で宛先の自分の受領名の上に捺印して町会所に返却した。最初の伺書の宛先に印がないのは承認されなかったからである。

以上の経過から指摘できる点は以下の2点である。①天明6年（1786）では老中を介さなければできなかったことが、この事例では老中抜きで決定できている。これは政策決定過程の合理化といえる。前掲拙稿で述べた通りである。②史料2 bの宛先の受領名に記された「印」は本当に承認の意味なのか。引用史料からだけではそこまではいえない。その実証は2節へ譲る。

当然のことながら、全てを老中抜きで決定していたわけではない。老中へ上申して決定された例も挙げておく。

寛政6年（1794）閏11月、「町々圍石之内米詰替方之儀申上候書付」が両町奉行・勘定奉行二名から老中へ提出された。作成者は、池田筑後守・小田切土佐守（以上町奉行）、柳生主膳正・久世丹後守（以上勘定奉行）であり、4人連名それぞれの上に「印」と記されている（写真1）¹²⁾。内容は、表題の通り、町会所の備蓄米のうち1万石を詰替えることの提案である。これに対して町奉行・勘定奉行が承認したので、「書面申上之通可仕旨被仰渡奉承知候 寅閏十一月十六日」という文言の承付が添付された。さらに、冒頭には「寅閏十一月十二日伊豆守殿（老中松平信明）江土佐守・主膳正立合上ル、同十五日承付候様御同人御直主膳正江御渡、翌十六日承付いたし封し候而、三□を以て上之」と朱書されている。

以上から、11月12日に町奉行小田切と勘定奉行柳生が老中松平に申上書を提出し、15日に柳生に渡され、

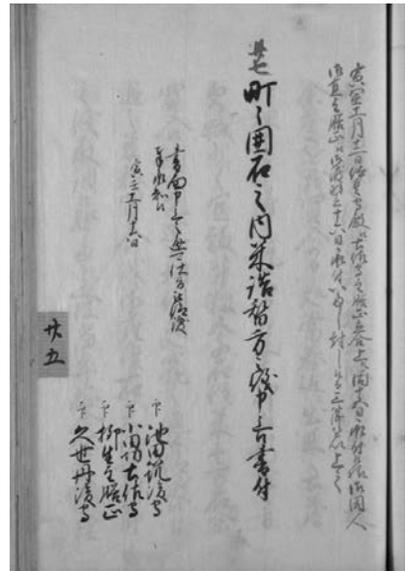


写真1 寛政6年 町会所圍穀につき申上書

10) 「つけふだ」。本紙の上方に張出すように貼付した付箋（形態名称）。

11) 町会所に交代で詰めて町会所の運営を補助する町会所定掛肝煎年番名主のこと（加藤貴「寛政改革と江戸名主」『国立歴史民俗博物館研究報告』14、1987年）。

12) 「町会所一件書留」10コマ114、救済2p715。

16日に柳生が承付を貼付、そのあと老中へ再提出されたことがわかる。

ここから指摘できることは以下の2点である。①町会所の重要案件は老中の承認が必要だが、老中から勘定奉行へ指示を出す必要はなくなっている。すなわち施策決定の合理化である。②町奉行と勘定奉行合計4人の合意形成に承認印が用いられ、そのうえで老中へ提出されている。もっとも、この作成者名の上の「印」が本当に承認印なのかはこれだけでは確定できない。この点は、2節(4)で検討する。

2. 江戸町会所文書のなかに表れる「小印」

(1) 「小印」一鱈付の代替

1節で仮に承認印としておいた印判の技法を検討していく。ここでは鱈付¹³⁾の機能を代替しているのではないかと思われる例を提出する。あわせて、この印判が「小印」と呼ばれていたことも示す。

寛政12年7月、御勘定方・町方与力から勘定奉行・両町奉行へ伺書が提出された¹⁴⁾。

史料3

町会所囲米之儀ニ付相伺候書付

土佐守

印肥前守

主膳正

御勘定方

町方与力

町会所囲米之儀、先達而相伺候処、去未年米貳万石買入、去々午年米八千石之分者相払候様、御下知相済候間、未年米追々買入并去々午年米八千石之分、入札申渡相払候処、右午年米之内二者、至而米怔宜敷分も相見候間、右之分逸々撰出、保宜敷分除置、并未年米此節迄追々買入候石高、左之通御座候

未年買入高

壹万千五百石余

(朱)「内 五千八百五拾六石余

大橋建添地藏々江相詰候分」

午年米之内宜敷分撰出相残し候高

千百貳拾石余

(下ヶ札省略)

貳口メ壹万貳千六百貳拾石余

貳万石可買入処、差引不足之分七千三百八拾石

右之通未貳万石ニ者七千三百石余不足ニ御座候、(中略)旁以当秋新穀出来迄者、先ツ買方見合候方ニも可有御座哉、併未当秋作方豊凶之儀者、難見定時節ニ御座候間、右不足之分も、此節猶又買方可仕候哉、此段両端ニ奉伺候、以上

申七月

ヒレ付「最早当年之作も不難と相見、此上少々之儀有之候共、格別之義有之間敷哉ニ付、新穀出来之上、買入之方可然哉

13) 「ひれつけ」。書面の右辺に出っ張るように張り付けられた付箋の一種。形態の名称である。

14) 「町会所一件書留」20コマ19-22、救済2p794-796。

申七月

主膳正 』

ヒレ付「新穀出来之上、買入候方可然候

申七月

土佐守 』

内容は以下の通りである。昨年の米を2万石買い、一昨年の保有米を8000石売却することとした。しかし、8000石のうち品質が良い米が1120石あった。昨年の米は既に1万1500石購入したため、合計1万2620石となり、購入予定の2万石からすれば差引7380石不足している。この不足分を今買うべきか、それとも新米が出回るまで買うことを控えるか、両案を伺う。

この伺書に対し、勘定奉行柳生主膳正と北町奉行石河土佐守は「ヒレ付」で、新米が出てから購入すべきとそれぞれ回答した。南町奉行根岸肥前守だけが宛先の「肥前守」の上に捺印した。この経過について、末尾の朱書では、

右御廻し土佐守・主膳正殿御小印無之候得共、鱈付之趣思召御同様ニ有之、肥前守殿ニも御存寄無之候間、御小印被成候旨被仰聞、申八月二日肥前守殿中田郷左衛門（南町奉行所与力）江御渡被成候事

という。①前段では「御小印はないけれども、鱈付の内容をお考えになっていることは（土佐守と主膳正とで）一致している」といっており、これは「御小印」の代わりに「鱈付」で意思表示をしているということになるから、間接的ではあるが、この場合の「御小印」は「鱈付」と同等の返答機能を持つことがわかる。

②また、後段では、存じ寄りが無い場合に小印を捺すことが明確に示されている。さらに、宛先の「肥前守」の上の印のことを「御小印」と表現していることが明確である。

③もっともこの場合は二択を示して意見を聞いているのだから、単に承認を求めているわけではない。そのため小印が捺されず鱈付で意見表明をした。

④この例からは単に承認する場合には、その方法が「鱈付」から「小印」へ変化したことが想定される。

（2）承付の代替

「小印」が承付の機能を代替している例もある。

享和2年（1802）3月28日、「此度風邪流行ニ付町々其日稼之者共御救渡方之儀ニ付相伺候書付」が、御勘定方・町方与力から土佐守・肥前守・主膳正に提出された¹⁵⁾。

史料4

（朱）「承付之通被仰渡候ニ付、御小印者無之、其俣一件江入置候様、岸彦十郎（勘定組頭）被申聞、四月三日村田幾三郎（勘定組頭）会所江持参」

此度風邪流行ニ付

町々其日稼之者共御救方之儀ニ付相伺候書付

土佐守

肥前守

主膳正

御勘定方

町方与力

15) 「町会所一件書留」22コマ99、救済2p818。

(承付)「書面御救渡之儀、先両三日者は迄之通相心得、渡方可仕旨被仰渡奉承知候

戊三月廿八日 』

此節風邪流行ニ付、町々其日稼之者共御救之儀、去ル十八日より同廿三日迄追々願出候分、人数調高ニ凡壺割程余分を加江渡遣し、尤右日限之内人数調落之段申立候分も、是又相渡候処、其後追々調落之段申立、渡方致し候分左之通

三月廿四日

凡人数増千八百八拾五人

金九拾四両壺分貳朱 名主六人 分
月行事持壺人

(二五～二七日の分省略)

右之通去ル廿四日より昨廿七日迄追々人数調落之段申立候ニ付、(中略)此分ニ而者際限も在之間敷哉ニ付、此後増額申立候分者人別帳為差出、巨細ニ糾之上実々調落ニ候ハハ、人数ニ応シ相渡候様ニも可仕候哉、此段奉伺候、以上

戊三月

(下札省略)

内容は、救済対象者の調べ落し分16,312人分816両余(3月24～27日の4日間の合計)御救の報告であり、それに加えて際限ないため徹底調査し本当に調べ落としであれば支給すべきかと伺っている。これに対する返答が書かれた承付の内容は、上記引用の通り、御救渡しは両三日はこれまでの通り行えというものであり、伺い内容には直接答えていない。

冒頭の朱書には「承付の通り仰せ渡されたので、御小印はない」と書いてあるので、単純承認されず意見が付されたために「御小印」は使用されず、承付となったことがわかる。なお、これが形態として鱈付であるかどうかはこの例では不明である。

したがって、この場合は、承付と同じ返答機能を「小印」は持つといえる。また、承付が出なければ小印が捺されたはずであるから、ここでの小印は承認印ということになる。

なお、念のため、一般的な参考事例も紹介しておく。寛政4年2月「困糶蔵并役所新規馬場の場普請手続之儀奉伺候書付」は、作成者は御勘定方・町方与力(町会所掛)である。宛先は記されていないが、町奉行・勘定奉行であると思われる、内容から普請奉行も含まれていた可能性がある。その内容は全部で12ヶ条あるため全てを紹介することはできない。一例として6条目は、向柳原に困糶蔵を建てるために馬場の移転先である浅草堀田原明地を新規馬場にする件で、新規馬場を周囲の町々の預り地にしてはどうか、というものである。この伺書には付札があり、そこには「書面拾式ヶ条但書共同之通たるへく候」と記される¹⁶⁾。このように、伺書には付箋で返答することが一般的な承認方法である。

(3) 作成者の「小印」、および「小印」の現物

次は、1節(2)②の類例を紹介する。老中への上申例である。

天保2年(1831)9月9日「町会所困糶之儀ニ付申上候書付」¹⁷⁾は、写真2のように、作成者は、
㊦小山太郎左衛門(勘定組頭)、砂口市郎右衛門・高橋茂左衛門㊦・猶原謙十郎㊦・愛知升七郎㊦・

16)「町会所一件書留」2コマ26

17)「町会所一件書留」101コマ128

丸橋六郎兵衛・小野衡助（以上6名勘定所役人）、谷村猪十郎㊦・服部仁左衛門㊦・由比八十太夫・中村又右衛門㊦（以上4名町奉行所蔵掛与力）であり、それに加えて左の少し上にやや大きい字で㊦榊原主計頭（忠之）・㊦筒井伊賀守（政憲）（以上町奉行）、㊦村垣淡路守（定行、勘定奉行）・㊦館野忠四郎（勘定吟味役）と連名がある。印判の文字は判読できないものも多いが、筒井伊賀守の上の㊦は「筒」、村垣淡路守の上の㊦は「村」に見える。姓の一字であるから確かに本人の印であることが明示されることとなる。

冒頭の朱書に「天保二卯年九月九日廻し済、同十三日出羽守殿（老中水野）え封候而、丹阿弥を（ママ、以脱カ）淡路守上ル」とあるから、町奉行2人・勘定奉行・勘定吟味役の間で回覧されたあと勘定奉行村垣から老中水野へ提出されたことがわかる。

内容は、備蓄米の不足粃5万9千石を買い入れるように、米方御用達・町会所米粃買入方・その他在方の者へ申付けることを提案するものである。

9月19日に「町会所粃買入札之儀ニ付申上候書付」（入札結果報告書）が提出されている（コマ133）から、この伺書は問題なく老中によって承認されたことがわかる。

したがって、榊原・筒井・村垣・館野の名前の上の㊦は承認印としての「小印」である。

なお、寛政11年（1799）の1年間に「町会所一件書留」に記載された小印の使用例は、42案件¹⁸⁾のなかで29例見られる¹⁹⁾。ちなみに町会所が設立された寛政4年は79案件記載され12例が見られる²⁰⁾。この限りでは、寛政年間にこの技法が町会所内部で普及したように見える。さらに、現存する「町会所一件書留」の最後の年である弘化4年（1847）における「小印」の使用例は112例もある²¹⁾。この一年間に記載されている案件は全部で103である。「小印」の使用は江戸町会所においては確立したといってよい。

（4）合点との併用一変化

これまで小印の使用例ばかり挙げてきたが、小印ではなく合点が使用される例もある。写真3をご覧ください。寛政7年（1795）9月「当卯年米粃買入方之儀相伺候書付」は、御勘定方・御町方から提出された。宛先のうち、一人目の土佐守（小田切直年、町奉行）と三人目の主膳正（柳生久通、勘定奉行）は受領名・官職名の上に「印」と記されているが、能登守（坂部広高、町奉行）には合点が付されている。さらに丹後守（久世広民、勘定奉行）のところに

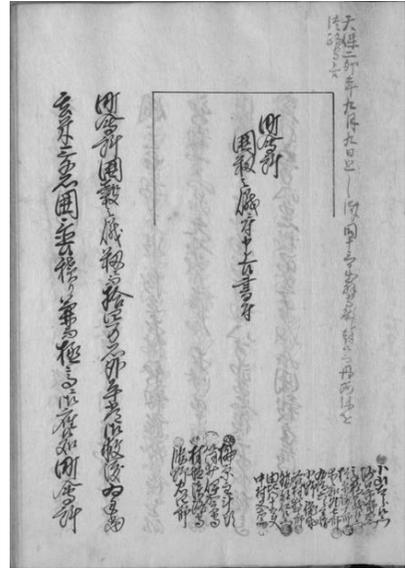


写真2 天保2年 町会所粃につき申上書

18) この数は、「町会所一件書留」の各冊冒頭の目録における番号を付された案件の数である。小印の使用例は一案件のなかに複数見られる場合もあるから、この案件数は小印数の分母にはならない。参考程度の数値である。

19) 「町会所一件書留」17, 18。

20) 「町会所一件書留」2～5。

21) 「町会所一件書留」158, 159。

は「検見罷出」と付記されており、不在であったために合点も印もない²²⁾。

内容は、米相場を見計らって粳2000石・米7000石程を買入れてよいかの伺いである。末尾には「卯九月十日御廻し相済」と朱書されているから、回覧され承認されたことが確認できるので、ここでの合点は承認の意味である。

合点の意味を明示している例もある。寛政4年2月「積金之儀ニ付町々より申出候趣取調奉伺候書付」も御勘定方・町方与力が作成者であり、町奉行2名(筑後守・土佐守)と勘定奉行2名(主膳正・丹後守)に回覧され、町奉行は合点で、勘定奉行の名前の上には「○」という記号が書いてあるから小印が捺されていたのであろう²³⁾。筑後守(町奉行)の下には朱で「申上有無共存寄無之候」とあるから、合点も「存寄がない」という意味である。

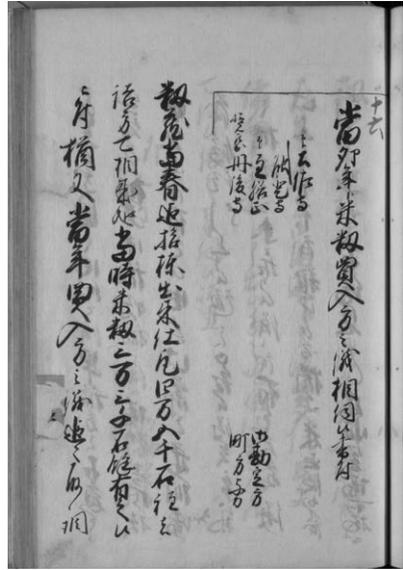


写真3 寛政7年 米相買入につき伺書

なお、寛政4年は11例中6例に合点が混在する。同年では「小印」の使用は町会所のなかで一般的ではなかった。それに対し、同12年には合点は皆無であり、29例全てが「小印」である。伺書の受取者、つまり町奉行や勘定奉行が「小印」使用に習熟していったのかもしれない。

(5) 確認の意味の「小印」

この項では、「小印」が承認ではなく確認の意味を持つと思われる事例を提出する。それは、寛政12年(1800)5月の町会所囲米詰替えに関する評議である。まず史料を引用する²⁴⁾。なお、ここで出てくるいくつかの文書名が引用史料のどこに該当するのかを先走って丸括弧で挿入しておいた。

史料5

(朱書1)「此御廻し出候処、御附札(付箋1)并別紙御書取(付箋2)等有之候付、再廻し、別紙取調差出(b)、申五月廿六日御承知印相済候間、此書付の方(a)ニハ御印無之」

a 町会所囲米之儀ニ付相伺候書付

土佐守

肥前守

主膳正

御勘定方

町方与力

町会所囲米、此節御蔵出米之内を以、壹万石程も買入申付可然哉之趣御沙汰ニ付、評議仕候処、(中略)此節詰替候様可仕奉存候、(中略)伺之通被仰渡候ハ、払米者例之通入札申付、買入之儀者米方御用達并米問屋石橋弥兵衛外四人江申渡候様可仕候、依之此段奉伺

22) 「町会所一件書留」11コマ108、救済2p717。

23) 「町会所一件書留」4コマ39。

24) 「町会所一件書留」19コマ78～87、救済2p788-794。

候、以上

申五月

(付箋1)「更米ニ可相成分、午年米八千石可払との義存寄、左候ハ、此度御蔵出米壺万石可買と申外ニ、猶又八千石か又者壺万石増買入、都合式万石買入候而も可然、(中略)併此処猶懸りニ而損益勘弁いたし取計可然哉ニ存候、御蔵出米も今五六日之内之事ニ付、其心得ニ而早く御廻し可被下候

申五月廿一日

主膳正」

(付箋1への下ケ札)「主膳正殿御存寄之通可然存候

申五月廿一日

土佐守」

(朱書2)「別紙囲米買入方之儀ニ付、肥前守殿此御書取(付箋2)江主膳正殿御附札(付箋2への鱈付)之趣ニ而、肥前守殿御存寄無之候間、早々取調候様、申五月廿二日原平左衛門江被仰渡、一件書物御渡有之候事」

(朱書3)「同月廿六日別紙(史料b)再御廻し、御承知印揃相済」

(付箋2)「(朱書4)「此所江主膳正殿ヒレ付」

愚存書

肥前守

本文一覽仕候処、田方之儀ハ当時可相分様無之、麦作者違ひ候由故、粃蔵充実ニいたし度趣意、懸り之存寄、且主膳正殿御附札(付箋1)之趣、御尤ニ奉存候、(中略)米買夫丈相増候筋ニ付、せり上ケ候方ニ者相成間敷哉、(中略)此節之景気私一向存不申候間、兎角之存念難申上、御両君御評決之上ハ宜何共御取計可被下候、(中略)庭相場を引上ケ候御趣意ニ候哉、其所も難相分候得共、愚存之趣相認申上候、以上

五月廿一日

肥前守」

(付箋2への鱈付)「御蔵出米粃蔵江壺万八千石歟、又者式万石買入可申との義ニ付、肥前守殿御存寄(付箋2)之趣、御尤之儀ニ奉存候処、(中略)此節者淀川・濃州川々・東海道筋川々も余程之出水沙汰も有之、(中略)万々一当年不作ニ而来年など不作之儀有之、手薄ニ而者、不作前之様ニ有之候間、今一御了簡可被下候、(中略)昨日も申候通、御蔵出米も勤仕之分、無程出払ニ相成、不勤ニ成候而者、米疋も劣り候方ニ付、早々御廻し可被下候

申五月廿二日

主膳正

土佐守殿

肥前守殿

b (朱書5)「申五月廿六日御廻し済」

町会所囲米之儀尚又申上候書付

印土佐守

印肥前守

印主膳正

御勘定方

町方与力

町々囲粃蔵、詰米買入方之儀ニ付、先達而奉伺候処、(中略)米方御用達江壺万石、弥兵衛外四人江壺万石、都合式万石買入方申渡、午年米払方之儀も定例之通入札申渡候、(中略)依之先ニ御廻し并御書取とも相添、此段申上置候、以上

申五月

この史料から判明することは以下の通りである。

①御勘定方・町方与力(町会所詰)から両町奉行・勘定奉行へのこの伺書(史料5 a)では、1万石買い入れを御沙汰の通りに実施することが提案されている。しかし、冒頭の宛先4名の上には「印」という文字がない。これは冒頭(朱書1)末尾の「此書付之方ニハ御印無之」という記述に対応する。

②5月21日に勘定奉行柳生主膳正久道は2万石の買い入れを(付箋1)で提案し、町奉行石河土佐守正武はこれに同意の付箋を付けた(付箋1への下ヶ札)。

③同日、南町奉行根岸肥前守鎮衛は「愚存書」を添付した(付箋2)。その内容は、2万石も買い入れれば米相場を引き上げるといふ問題を指摘しつつも、柳生・石河の意見を是認したものである。

④同日、勘定奉行柳生主膳正は「愚存書」への鱈付で意見を述べる(付箋2への鱈付)²⁵⁾。内容は、淀川・濃州川々・東海道筋川々も余程出水ということで、米価上昇の懸念もあるので、もう一度検討してほしい、というものである。

⑤「愚存書」への鱈付にもかかわらず、②の意見でまとまったらしく、5月26日に町会所詰の町方与力と勘定方は申上書を提出した(史料5 b)。それは、2万石を買い入れるという内容である。朱書5に「御廻し済」とあるように、この申上書は町奉行・勘定奉行4人の間で回覧され、彼らは自らの受領名・官職名のうえに捺印して承認した。これを朱書1および朱書3では「御承知印」と表現している。

以上のように、この事例は、経過も含めて、宛先名の上の「印」の意味が確認であることが明確にわかる例である。ここでの「御承知印」は承認ではなく単なる確認の意味と判断される。

もう一つ事例を提出する。寛政7年11月「靱蔵囲米之儀ニ付申上候書付」は、御勘定方・御町方から提出され、宛先は「印土佐守・印能登守・印主膳正・印丹後守」と書かれている²⁶⁾。内容は以下の通りである。靱蔵が10棟できて4万5000石備蓄できるにもかかわらず現在3万3000石である。米の作柄は早稲は相応であったが中稲は場所により風損虫付もあるため、米相場の高下は予測しがたい。よって相場の安い時期を見計らって靱2000石と米7000石を買い入れてはどうか。

冒頭には墨書で「御附札之趣ヲ以取計候様可仕候 卯十二月」とある。12月に書かれた御附札の内容は、この節は米高値なので引替をやめ、米価が下がった時に買い入れるようにせよ、というものであり、作成者は、主膳正・丹後守、いずれも勘定奉行である。さらに下ヶ札には「主膳正殿・丹後守殿御存寄書之通、御同意存候」とあって、作成者は土佐守・能登守、いずれも町奉行である。

したがって、町会所の提案が勘定奉行・町奉行により否定されたことが判明する。「小印」を捺した上で、付箋による意見表明をしている。したがって、この場合の印は、処理したという意味であり承認ではない。

以上の二例から、「小印」は承認の意味で使用される場合のほかに、確認もしくは処理という意味で用いられる場合もあることがわかる。これは、「御承知印」の「承知」という言葉が、

25) この点は(朱書4)により判明。

26) 「町会所一件書留」11コマ110、救済2p718。

辞書的には二つの意味を持っていることに照応しており、言葉の意味とも合致している。

3. その他の部局における「小印」

2節で検討した「小印」による施策決定は、幕府の他の部局にも見られる。以下4つの例を掲げる。

(1) 町奉行所

天保12年（1841）6月9日「市中取締之儀ニ付御内慮奉伺候書付」の作成者は、遠山左衛門尉（景元）・矢部左近将監（定謙）という町奉行二人であり、矢部左近将監の上に[Ⓢ]とある。老中水野忠邦に提出されたことは冒頭の朱書から判明する。内容は、食物・衣服の高値販売を取り締る方法について不意に検分するか、それとも吟味するかを伺うというものである²⁷⁾。

この伺書には3つの付箋が貼られる。一つ目は老中書取²⁸⁾である。その内容は、厳格な取り計いを意に含んで時宜に応じて取り計うことは、却って御取締の筋も立つのではないか、武家と市中への触案を取り調べ伺え、というものであった。

町奉行は、これに「書面御書取を以被仰渡候趣奉承知候」という承付で応答した。

さらに、冒頭の宛所札には

[Ⓢ] 左近将監殿え御相談もの

とある。

以上から、町奉行遠山は、老中へ提出される前にこの伺書を同僚の町奉行矢部に見せ、提出することを了承したという意味で矢部が差出の自分の名前の上と、宛所札の自分の名前にそれぞれ小印を捺したと推測される。

もっとも、このような例は稀であり、一般的には町奉行同士の合意形成の場合は「御相談」書が出され付箋を貼付して回答（「御挨拶」）する。これは藤田前掲書で既に指摘されていることである。

(2) 勘定所

幕府普請方の下役である大竹伊兵衛が残した記録のなかに筆写されている膨大な文書のなかに、「小印」の使用と思われる文書の一つだけ見つけている。

それは、天保13年2月の、武州埼玉郡外田ヶ谷村の用悪水普請による潰地の御米永につき伺書である²⁹⁾。

史料6

(朱)「寅（天保一三）二月五日廻し済」
印丹波守

印渡辺三郎助
山田清之助印

27) 『市中取締類集』1（東京大学出版会、1959年）p147。

28) 「かきとり」。伺書に対する返答書。

29) 京都大学大学院文学研究科図書室所蔵「大竹氏記録」七。

印善左衛門

丹内伝助 印

書面大竹伊兵衛申立候趣取調候処、武州埼玉郡外田ヶ谷村潰地代米永之義、立責模様替出来、用悪水掛引便利ニ相成候ニ付、当寅年より村方弁納可致旨、受書差出候義ハ、追々用悪水路之御世話有之候御仁恵ニ伏シ候躰ニ相聞、且立責御普請之節騎西領加用水元塚堀抜、外田ヶ谷村前落合橋下モヘ同村用水兼、長内法取縮メ伏込、自普請之様申渡、上崎村地内字新井口塚樋壺所不用ニ相成、取払被仰付、御普請所式ヶ所相減候間、同村地内字川塚用悪水塚樋之義ハ御普請所ニ被成下、外田ヶ谷村地内塚樋之方ハ皆私領出金、伏方諸色入口共、此度模様替ニ付、外田ヶ谷村并騎西領四拾四ヶ村組合百姓□之願取究、人足割合方等新規之義ニ付、重掛にて取捨不申候てハ、差支之筋も難斗無余義筋ニ相聞候間、都て申立之通被申渡可然奉存候、左候ハ、右塚樋式ヶ所向後四川用水方重掛場ニ被仰付候段、御普請□差入候、私共より申達候様可仕候、依之当寅年より潰地御米永渡方相止候様被仰上、書案取調入御覧、此段相伺申候

寅正月

作成者の渡辺三郎助は、天保10年(1839)時点で御取箇組頭、山田清之助と丹内伝助は御取箇組頭羽田竜助配下の御普請方役人であることが確認できる³⁰⁾。宛先の丹波守は勘定奉行土岐頼旨、善左衛門は勘定吟味役根本である。

捺印の配置が写真2に類似している。勘定所内部でも小印が用いられることがあったことが判明する。

(3) 普請方

次は、文久2年(1862)までは普請奉行配下であった普請方の例である。旧幕府引継文書のなかには「玉川上水留」というシリーズがあり、そのなかで普請方の帳面が含まれている。そのなかで偶然見つけたものが慶応元年8月に作成された評議書である³¹⁾。写真4のように9名の作成者の名前下に印が捺されている。このなかで先頭の宮路一平は御普請方下奉行である。宛先の肥前守は作事奉行大久保忠恒、伊賀守も同じく作事奉行堀利孟である³²⁾。「肥前守」の上の印影は「忠」と読むことができ、作事奉行の実名の一字が使用されている。文久2年に普請奉行が廃止となり、御普請方が作事奉行の配下となっているため、提出先が作事奉行になっている。

内容は、玉川上水に注いでいる箱根ヶ崎村狭山池を水源とする堀筋(残堀川)の見廻りを箱根ヶ崎村名主

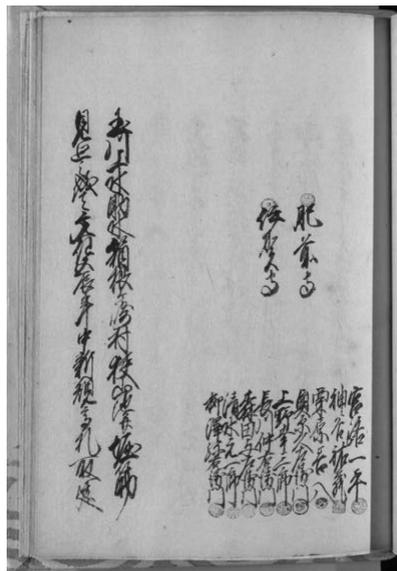


写真4 慶応元年 玉川上水助水見廻り役につき評議書

30) 村上直編『江戸幕府勘定所史料—会計便覧』(吉川弘文館、1986年)。

31) 「箱根ヶ崎村狭山池助水堀通見廻役起立代替申渡一件 御普請方」(「玉川上水留」1コマ36)。

32) 慶応元年「武鑑」(新日本古典籍総合データベース、国文学研究資料館)。

為一郎にかわって羽村名主八十八に跡役を勤めさせることにつき、別紙の通り勘定奉行に達書を差出すべきかについての評議である。見廻りの内容は「浚出来之上池縁其外樹木植付成木迄者養方等別而心附」であった。

「町会所一件書留」のような朱書の説明がないために確証はないが、2節の検討からは、普請方が上司の認可を回覧で得た、と理解できるのではないだろうか。

（4）海防掛

ここでは、後藤敦が海防掛について分析するなかで、「小印」について言及しているのを紹介する³³⁾。

一つ目は、安政元年（1854）2月になされた、日米和親条約調印後のアメリカへの対応と警衛方法に関する建議についてである。この建議書は「海防掛勘定方の評議内容をもとに、勘定組頭の高橋平作が上申書の草案を作成し、「村垣（勘定吟味役）に提出」され、「村垣は、字句等を『品々直させ、小印いたし』た上で、松平近直（勘定奉行）に回した」という（47頁）。

「小印」を捺して回覧したことが明確である。草案の修正過程でなされた行為のため、ここでの「小印」は承認ではなく確認の意味である。草案作成の場面であるためレベルは異なるが、2節（6）の類例ということになる。

二つ目の例は、安政4年8月に作成された、瀬戸内海小豆島の防備に関する上申書草案の現物である³⁴⁾。末尾に海防掛大目付3名・同目付4名の署名があり、うち3人が小印を捺す。文書冒頭には「此方不用ニ相成候」の書き込みがあるという。これについて後藤氏は、「三人で回覧される間に、この上申書案が『不用』になり、別の上申書案が作成されることになったのであろう。」（52頁）と述べている。この例も草案なので、目付方という部局内部の回覧において「小印」が確認の意味で使用されていると見てよいであろう。

（5）外国奉行

最後に、田中正弘氏の著書のなかに出てくる、慶応3年（1867）8月「通信全覧編集方取調候者共御手当相願候書付」を紹介したい³⁵⁾。内容は標題の通り、『通信全覧』の編集担当者へ手当を支給したいという願書である。田中氏の翻刻によれば、作成者は、杉浦武三郎・松平太郎・斎藤栄助・鶴飼弥一・御書簡掛・妻木向休の5名・1掛であり、このうち御書簡掛の下に花押が据えられ、松平と鶴飼の名前の上には印がある。宛先は甲斐守・但馬守・加賀守・筑前守・大和守・近江守・河内守・筑後守の8名であり、加賀守の上には花押、大和守を除く6名の上に印がある。

こうした印の配置は、写真2や史料6と類似している。これについて田中氏は「御書簡掛が起案し、ついで組頭二人の検印を得て、それより外国奉行等の決裁に廻した」、1人を除く外国奉行等「がいずれも被閱のうえ小印を押捺しており…（原案を）大幅に修正したのであった。」と述べている。

33) 後藤敦『開国期徳川幕府の政治と外交』（有志舎、2015年）。

34) Covid-19による緊急事態宣言のため、今のところ原史料を閲覧していない。

35) 田中正弘『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』（思文閣出版、1998年）105～106頁。戸森麻衣子氏よりの教示である。記して感謝したい。

原案が修正されているので、ここでの「小印」は確認の意味であろう。もっとも、役職名が全く記されず、宛先が受領名になっている点はすぐれて近世的であり、「起案」「検印」「決裁」といった近代稟議制の用語で説明してよいかどうかについては、ここでは留保しておきたい。

おわりに

これまで検討してきたことを簡条書きでまとめる。

- ①「小印」が用いられる世界は、奉行と配下役人の間、もしくは同格役職間の合意形成の場面である。藤田覚が明らかにした付箋による合意形成は、その上のレベルである。
- ②宛先上の「小印」は、付箋の単純承認機能のみを代替することがあった。
- ③合点が「小印」と同じ意味で用いられている例が寛政4年(1792年)にはあることから、「小印」は合点の派生物であり、姓や実名の一字を用いた印影を持つがゆえに承認や確認の場合の付箋の機能を代替できたと思われる。
- ④廻状との関係。廻状は上意下達の技法だが、回覧は合意形成の技法である。廻状に合点が付されていることは時折見かけるため、回覧して「小印」を捺すという技法は、廻状からの派生物である可能性はある。
- ⑤回覧と「小印」の組み合わせという技法は、別々の場所で執務する同格役職もしくは同職の間で使われる合意形成の方法なのではないか。江戸町会所の場合は勘定奉行と町奉行の両方の承認を得る必要があったため、採用されたと憶測している。部局横断的な新組織の場合に最も有効性が発揮される技法という意味である。これを採用する理由としては、町会所の立ち上げに伴う業務増大が考えられる。
- ⑥もっとも、以上のような条件のもとでも「小印」が使用されず、付箋で承認することもあった。

なお、町奉行所本体の町奉行—与力間の文書の往返では「小印」をほとんど見かけないように思われる。筆者は旧幕府引継文書をまだごく一部しか閲覧していないため、これ以上の憶測は差し控えるべきかもしれないが、現段階では、同一場所の同一組織内部ではあまり用いられないのではないかと考えている。つまり、「小印」は全面展開しないであろうという見通しを持つ。

最後に、近代稟議制との関係について付言する。西川誠は稟議書におけるいわゆる「カガミ」の成立過程を分析し、近世との関係では、幕府勘定所からの継続が文書様式とそれを作成する人物において見られると指摘している³⁶⁾。その論文に掲げられた明治2年の民部官の例は上り慶応期の外国奉行の例(3節(4))と酷似している。形態だけなら淵源はさらに寛政期まで遡るのかもしれない。

しかし、近世文書の特徴の一つとして、身分差を微細に表現することが指摘されていること³⁷⁾を念頭におけば、回覧と「小印」による合意形成という儀礼的ではなく実務的な場面であつ

36) 西川誠「カガミの成立—近代決裁・回議文書成立考—」(『日本歴史』628、2000年)。これは宮間純一氏よりの教示である。記して感謝したい。

37) 大藤修「近世文書の様式と身分格式・官僚制」(『日本歴史』691、2005年)、「近世文書論序説」上・中(『史料館研究紀要』22、23、1991、1992年)。

でも、身分差を文書上でどの程度表現するのか、あるいはしないかという検討課題が重要であると思われる。

付記 2021年9月25日に行われた「歴史と史料を読む会」での本稿と同タイトルの発表をめぐる質疑から多数の教示を得た。記して感謝したい。

追記 本稿は、国立総合地球環境学研究所プロジェクト「高分解能古気候学と歴史・考古学の連携による気候変動に強い社会システムの探索」（代表中塚武、2011～2019年）における研究成果の一部でもある。

補記 本稿初校校正中に、川越美穂「明治太政官制と印」（『日本歴史』884、2022年）に接した。併せて参照されたい。